

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 30 年6月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1701331 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1800044 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成9年11月1日から平成10年4月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社に係る資格取得年月日が平成10年4月1日となっているが、平成9年11月から社会保険に加入する旨説明を受けていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求期間のうち平成9年11月17日から平成10年4月1日までの期間について、請求者がA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社が加入するC健康保険組合は、請求者に係る健康保険被保険者資格の取得年月日は平成10年4月1日と回答しており、オンライン記録により確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と一致している。

また、B社は、請求期間当時の担当者は既に退職しており、資料も保存期限経過により廃棄済であることから、請求期間当時の厚生年金保険の取扱いについては不明と回答しており、請求者も給与明細書等を保有していないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。